9月10日は「屋外広告物の日」です

屋外広告物のルールを守りましょう

屋外広告物とは

ビルの屋上にある広告塔や、建物の壁にある壁面広告、電柱広告など、その形態はさまざまです。また、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。例えば、こんなものがあります。

のぼり旗

電柱広告

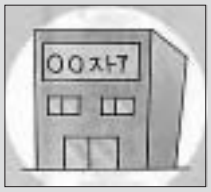

壁面広告

屋上広告

はり紙・はり札

立て看板

突出広告

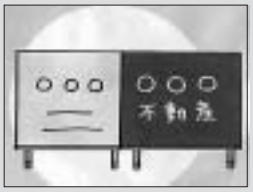

野立て広告

屋外広告物の多くは、許可および手数料が必要です

屋外広告物を表示するためには、あらかじめ許可を受けなければなりません（自家広告物で、10㎡以下など一部除外あり）。また、手数料が必要です。

「のぼり旗」の簡易除去を検討しています

電柱、ガードレール、ガードパイプなどは『禁止物件』であり、広告物を掲出することが禁止されています。

現在は、違法に掲出されている「はり紙類」「立て看板」の簡易除去をしていますが、今後は「のぼり旗」も簡易除去することを検討していますので、違法なものは、速やかに撤去をお願いします。また、許可を受けていないものも簡易除去の対象となりますので、許可申請の手続きをお願いします。

街にはんらんする「のぼり旗」

市ホームページでも紹介しています

屋外広告物のルールは、市ホームページ（アドレス　http://www.city.toki.lg.jp）で詳しく紹介しています。

詳しくは、都市計画課（内線312）へ。

JR中央線西踏み切り通行止めのお知らせ

市では、交通安全対策の一環として、本年度からJR中央線西踏み切り（泉町久尻地内）の歩道新設を含む道路改良工事を行います。この工事に伴い、10月10日（火）から12月15日（金）までの期間、現在ついている遮断機・警報機などを撤去しますので、西踏み切りは、歩行者も含め終日全面通行止めとなります。この期間は、駅東の踏み切り（図の迂回路①）または、県道土岐足助線（図の迂回路②）をご利用ください。

市民の皆さんには、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

詳しくは、土木課（内線321）へどうぞ。

通行止め期間（終日）
10月10日（火）
～
12月15日（金）